

入 札 説 明 書

「群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務委託」に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 公 告 日 令和7年11月5日（水）

2 入札説明書に関する質問受付期間等

- (1) 受付期間 令和7年11月7日（金）から令和7年11月28日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を
除く毎日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- (2) 受付場所 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町369-5
群馬県東部児童相談所 施設里親支援係
電 話 0276-57-6111
FAX 0276-57-6175

3 調達内容

- (1) 調 達 件 名 群馬県東部児童相談所一時保護所調理業務委託
- (2) 業 務 内 容 別添仕様書のとおり
- (3) 履 行 場 所 群馬県太田市新田木崎町369-5 群馬県東部児童相談所一時保護所
- (4) 実 施 期 間 令和8年4月1日～令和11年3月31日

4 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和7年11月21日（金）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年12月5日（金）午後5時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県東部児童相談所施設里親支援係へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、そ

の他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。))又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

- (8) 過去5年以内に、児童相談所一時保護所、乳児院、母子生活支援施設、保育所、幼保連携型認定こども園、児童養護施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設、幼稚園、小学校、中学校、中等教育学校、特別支援学校又は病院において給食調理業務を1年以上誠実に履行した実績又はこれと同等のものがあること。
- (9) 過去3年間において、食中毒を起こしたことがないこと。
- (10) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

5 入札参加資格の確認

- (1) この公告の入札の参加希望者は、4に掲げる入札参加資格を有することを証明するため、次に従い、別紙1から3に掲げる入札参加資格審査に係る書類及び消費税等に関する課税(免税)事業者届出書(以下「申請書等」という。)を提出し、入札参加資格の有無について、確認を受けなければならない。

ただし、消費税等に関する課税(免税)事業者届出書については、過去に群馬県会計局会計課が執行した入札又は随意契約において提出し、当該届出書記載の課税(非課税)期間に契約予定日(入札執行日翌日から起算して5日以内の日)が含まれる場合は、提出を要しない。

なお、申請期限日までに申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は、この公告の入札に参加することができない。

- ① 提出期間 令和7年11月7日(金)から令和7年12月5日(金)までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日 午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- ② 提出場所 〒370-0321 群馬県太田市新田木崎町369-5
群馬県東部児童相談所 施設里親支援係
電 話 0276-57-6111
- ③ そ の 他 申請書は、原則として、持参又は郵送(書留郵便に限る)により提出するものとし、電送による場合は、入札執行までに本書を提出すること。

- (2) 入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限日をもって行うものとし、その結果は令和7年12月9日(火)までに書面(伝送)により通知する。
- (3) 入札参加資格の確認後であっても、資格の確認を行った日の翌日から開札の時までの期間に、入札参加資格があると認められた者が指名停止措置を受けた場合には、入札参加資格の確認を取り消すとともに、書面によりその旨通知する。
- (4) その他
提出期限日以降における申請書等の差し替え及び再提出は認めない。

6 入札参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

- (1) 入札参加資格がないと認められた者は、群馬県東部児童相談所に対して入札参加資格がないと認めた理由について、次に従い、書面により、説明を求めることができる。
 - ① 提出期間 令和7年12月9日(火)から令和7年12月12日(金)までの午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
 - ② 提出場所 〒373-0321 群馬県太田市新田木崎町369-5
群馬県東部児童相談所 施設里親支援係 電 話 0276-57-6111

- (2) 説明を求められたときは、令和7年12月16日（火）までに説明を求めた者に対し書面により回答する。

7 現場説明

令和7年11月7日（金）から11月28日（金）までの土曜日、日曜日、祝祭日を除く毎日
午前10時から正午及び午後1時から午後4時までの間で、事前に連絡・調整の上、随時実施する。

8 入札執行の日時及び場所等

- (1) 入札執行の日時 令和7年12月17日（水）午後3時から
(2) 入札執行の場所 群馬県太田市新田木崎町369-5
群馬県東部児童相談所会議室（郵送による場合は、書留郵便とし、同月16日（火）午後5時までに上記の場所に群馬県東部児童相談所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「一時保護所調理業務委託入札書在中」と朱書きすること。）
(3) その他 競争入札の執行にあたっては、入札参加資格があることが確認された旨の通知書（入札参加資格確認通知書）の写しを持参すること。

9 入札方法等

- (1) 入札の方法
入札者又はその代理人の直接持参による入札。ただし、代理人に入札をさせる場合には、入札に関する権限を代理人に委任したことを証明する書類（委任状）を入札時に提出し、入札書に代理人について記名押印を行うこと。
(2) 入札に際しては、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、群馬県財務規則の規定を守ること。
(3) 入札に際しては、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
(4) 入札書記載金額について
入札金額については、履行期間全体の総価を記載すること。また、契約に当たっては食材料費について単価を定め食数を乗じて得た金額を加算するので、入札金額には食材料費を含めず見積もること。
なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
(5) 提出した入札書の引き換え又は変更は認めない。
(6) 第1回の入札において落札者がいないときは、第2回目の入札を行うことがある。2回目の入札で落札者がいないときは、随意契約に移行する場合がある。

10 入札保証金 免除

11 契約保証金 免除

1 2 開札

開札は、8に掲げる日時において、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。また、入札者又はその代理人から要求があった場合には、立ち会いを認めるものとする。

1 3 入札の無効

(1) 次の各号に該当する場合は、当該入札者の入札を無効とする。

- ① 入札に参加する資格を有しない者の入札
- ② 申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- ③ 入札者が同一の入札について、2以上の入札書を提出したとき。
- ④ 入札に際し、不正の行為があったとき。
- ⑤ 入札書の金額、氏名、印影、又は重要な文字が誤脱し、又は不明確なとき。
- ⑥ 代理人による入札の場合に、委任状の提出をしないとき。
- ⑦ その他、入札に関する条件に違反したとき。

(2) 無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消すものとする。

1 4 落札者の決定方法

群馬県財務規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2名以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合、当該入札者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

1 5 契約書の作成

別添、契約書案により、契約書を作成するものとする。

1 6 その他

- (1) 入札参加者は、本入札説明書、契約書案及び仕様書を熟読の上、入札しなければならない。
- (2) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 申請書に虚偽の記載をした場合は、指名停止措置を行うことがある。
- (4) 入札説明書を入手した者は、これを本入札手続以外の目的で使用してはならない。